

地域自立支援協議会からの

第5期障害者計画・障害福祉計画に関する意見について

1 障害福祉計画に関することについて

- 表5-4（行動援護）について、実績、計画値が共に0となっているが、ニーズはあると考えている。計画においては、一定の数値を計上しておく必要がある。

（対応）

行動援護については、市内にサービス提供事業所がなく、実績もないことから、第5期の計画値は見込んでいない。ただし、計画期間中に利用希望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていく。

- 表5-7（自立訓練（機能訓練））、5-12（療養介護）、5-23（医療型児童発達支援）、5-23-2（居宅訪問型児童発達支援）、5-36（移動支援）について、3年間の数値が同一であるが、どのような見込を立てているのか。

（対応）

自立訓練（機能訓練）、医療型児童発達支援については、平成27年度以降、療養介護については、平成24年度以降利用者の増減がなく、市内に事業所がないことから、今後も同様の利用になると見込んだ。居宅訪問型児童発達支援については平成30年度からのサービスであり、今のところ市内に事業所ができるという見込みはないため、医療型児童発達支援と同じ程度（1名）の利用を見込んだ。移動支援事業は、平成27年度まで利用量等に大幅な増加したが、平成28年度はやや減少している。そのため、第5期の計画値は、第4期実績の平均値としている。

- 表5-9（就労移行支援）、5-15（共同生活援助）の数字が平成32年度のみ大きく変動しているが、この理由は何故か。

（対応）

現在の計画では、地域生活支援拠点の整備を平成32年度に見込んでおり、拠点で実施する予定の就労移行支援、共同生活援助について利用者の増を見込んでいる。

- 表 5-11-2（就労定着支援）について、見込量が1人ずつしか増加していないが、就労をしたいと考えている当事者は多いと考えるが、ニーズは把握した上での数字となっているか。もう少し計上しても良いのではないか。

（対応）

平成30年度からの新しいサービスであり、第5期の計画値は、月2回の利用で年度ごとに1人ずつ増加すると見込んだ（修正）。

- 表 5-22（保育所等訪問支援）が平成32年度のみ120件となっているが、事業実施が32年度から開始されるということか。

（対応）

平成31年度中に児童発達支援センターを整備する計画があり、現在センターでの実施を検討している保育所訪問支援事業について、平成32年度からの利用者を見込んでいる。

- 表 5-22（保育所等訪問支援）の数値目標が平成32年度のみ計上されているが、発達障がいとは早期発見、早期対応が必要であると考えており、不十分である。

（対応）

保育所等訪問支援については、現在まで実績がないが、児童発達支援センターでの実施を検討している。

2 障害者計画に関することについて

基本目標1 地域で暮らし続けられる基盤づくり

（1）地域における生活の拠点の構築

- ✓ 地域生活支援拠点の整備によりGHの充実や短期入所の充実が掲げられているが、いつ実現するのか計画においても事業ごとの具体的な目標年度を定め、障害福祉計画にもその数値を反映してもらいたい。
- ✓ 緊急ショートステイの設置は喫緊の課題であると考えており、ニーズも高いと考えている。（表5-13（短期入所）の数値に係るもの）
- ✓ 体験型GH等となっているが、事業内容は体験型GHとなっているため、体験型ショートステイについても記述してもらいたい。（表5-13（短期入所）、5-15（共同生活援助）の数値に係るもの）

（対応）

地域生活支援拠点に関しては、係争中であり具体的な事業年度毎の目標を立てることは難しい。ショートステイやグループホームの整備等に関しては、市内法人等への働きかけや総量の確保等を規定しており、並行して推進していく。

- ✓ 発達支援コーディネーター配置の検討が平成 32 年度は継続となっていないが、配置がなされるということで良いか。

(対応)

配置を目指して検討を進めていく。

- ✓ 地域生活支援コーディネーターと相談支援（地域定着支援等）の役割のすみわけはどのようにしていくのか。（表 5-17（計画相談支援）、5-19（地域定着支援）の数値に係るもの）

(対応)

地域生活支援コーディネーターの検討を行う中で、既存の相談支援（地域定着支援）との役割についても整理していく。

- ✓ サテライト型の GH の整備となっているが、国制度では通過型となっている一方で、支援を得ながら一人暮らしをしていきたいというニーズに応えるための支給の仕組みが必要と考えている。また、住まいの場の確保等が充実することでも同じことが言える。（表 5-14-2（自立生活援助）の数値に係るもの。）

(対応)

今後はグループホームから地域への移行が進むと考え、自立生活援助の見込み量に反映させる。

(2) 地域共生社会における支援体制の構築

- ✓ 医療的ケア児に対するコーディネーターを配置する機関はどういう機関を想定しているか。

(対応)

現状では未定であり、今後検討を進めていく。

- ✓ 障がい者等が通院出来る歯科医院の充実に向けて、現在どのような対応がなされているか。また、歯科指導は行っているか。

(対応)

市内施設の通所者に歯科相談（口腔ケア）及び歯科健診を行っている（平成 28 年度延べ 122 人）。また歯科健診の結果を事業所のスタッフや受診者、その保護者に伝え、歯磨き指導や歯科医院への受診を勧めるなど個々に指導をしている。

- ✓ 知的障がいや精神障がいの方に対する栄養相談や運動指導についても記述した方が良いのではないか。

(対応)

障害福祉サービスの通所事業の中では、各事業所が利用者の状況等に合わせた運動指導や栄養指導を行っており、基本目標2(2)②の障害福祉サービスの質の向上には、栄養相談や運動指導の充実も含まれていると考えている。また、地域生活支援事業の任意事業として、平成30年度以降も引き続き実施していくことを、計画の中で規定しているあいとびあセンターのプールでは、団体利用や個人開放を行っているが、特に団体利用については障がいの程度や個々の性格、能力を考慮して、個々の年間の計画を立て、水泳指導を行っている。

基本目標2 暮らし続けられる基盤づくり

(3) 切れ目のない障がい児・者支援の実施

- ✓ 中心的な担い手を明示した具体的な施策を掲げていくことが必要ではないか。

(回答)

市としても必要とする人が自然につながりやすい窓口体系や相談支援体制の整備が重要だと考えており、中心的な担い手としての児童発達支援センターの整備を検討している。

基本目標3 自立と社会参加を進めるシステムづくり

(1) 就労に向けた支援の実施

- ✓ ピアサポーターの養成として特別支援学校等の教員との連携していくことを記載しても良いのではないか。

(回答)

現状でも卒業後の進路(就労、福祉的就労)等に関して、個別のケースでは連携して支援を行っている。障がい理解やピアサポーターの養成に関しても連携を進めていく。

(2) 障がい者に対する理解・普及啓発

- ✓ バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点で、心のバリアフリーについても必要ではないか。

(回答)

障がい者に対する理解・普及啓発には心のバリアフリーという意味も含まれている。

基本目標4 安全に安心して暮らせるまちづくり

(1) 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止

✓ 障がいのある方の消費者被害や法律的な問題に対応する相談等の記述も必要ではないか。

(回答)

法テラスや市の法律相談等、現状でも無料又は低料金で利用できる相談窓口があり、必要な方が利用できるよう窓口へのチラシの設置等周知を進めていく。